

障害者権利条約の最前線

第10回 表現の自由と言語としての手話 第2条と21条



一般財団法人全日本ろうあ連盟理事 嶋本恭規

●発展しつつある手話

わが国最初の聾学校は1878年の京都府京都市で、ろう児が集まりろう者コミュニティが形成され、ここで手話言語が生まれたといわれています。

手話言語の単語は当初、主に物の動きや形、身振りからつくられた写像的なものが中心でした。社会の移り変わり、文化の発展のなかで、ろう者は音声言語とは異なる独自の文法や視覚的に豊かな表現をたくさん生み出し、日本の手話を言語として発展させていきました。

次第に聞こえない人の社会参加が広がり、さまざまな日本語にふれる機会も多くなりました。音声言語の言い回しや表現に接することで、専門用語も含め手話の単語も増え、職場や会議などでも手話で聞こえる人と対等に話ができるようになってきました。

●根強い手話言語への偏見

聞こえない人のなかには、高校や大学、社会に出てから手話言語を身につけた人もたくさんいます。私自身、ろう学校経験は幼稚園と高等部です。幼稚園では手話言語の学習もなく、口話で教育を

受けました。小・中学校は地域の学校へ通いました。それまで教師や親から「手話を使うと発声、発音をしなくなる」「日本語がきちんと覚えられなくなる」と、手話を使うことへの偏見や軽蔑を言われつづけ、それが正しいと信じていたため、手話言語への嫌悪感を抱いていました。

小・中学時代には、聞こえる友だちに「なんでこの日本語わからない？」「ちゃんと日本語しゃべれや」「みみつぶ」と言われたり補聴器を壊されたりと、嫌がらせもたくさんありました。それでも聞こえる社会に入っていくために理不尽にも耐えなければならぬと思いつつ、時には喧嘩になり母親に連れられて謝りに行ったりとつらい思い出も残ります。

親に喜んでほしい一心で一生懸命に口話での教育・訓練を受け、先生や親からは「よく発音できました！」とほめられることがありましたが、実際には「ちゃんと日本語しゃべれ」と友だちに言われ、この矛盾は何だったのかよくわからないままでした。

ろう学校高等部に入學すると必然的に手話言語を使うようになりました。なぜなら学校の同級生や先輩後輩と会話する

のに手話が必要だったからです。しかし手話に対する嫌悪感もちつづけており、「社会人になったら手話を使う必要はないのに何で覚えなければならぬのだ」とまで毛嫌いしていたほどです。

●コミュニケーションと社会

そんな私も今では手話言語はなくてはならないものであり、当連盟理事長のこゝろである「手話はいのち」に感銘を受け、ろうあ運動をおこなう上で心の糧となつていきます。

相手に思いを伝える、言っていることを聞く、そんな当たり前の会話が実はと

てもむずかしいのです。わかったふりをしてその場しのぎをすることがあります。社会では挨拶や近所づきあい、子どもが通う学校関係の情報を知らせ、政見放送や国会での論戦を聞く、これらもすべて会話から成り立ち、人と人とのつながりへと発展します。その会話のなかに入れない者は能力がない人とレッテルを貼られ、排除や疎外されることがあります。

手話言語はろう者が自己の意思表示をできる手段であり、自分の思いを伝え、また相手からの思いを受けとめて理解することで豊かなコミュニケーションをはかることができます。

しかし現在の日本では、ろう者が充分に言語獲得ができる環境にあるとは言いがたい現状があります。保護者や学校、医療関係者などが、手話言語よりも音声言語による発声、口話訓練に重点をおいた結果、言語獲得の多くはろう者本人の血のにじむような努力によつています。

聞こえないよりも聞こえるほうが良い、声を出せないよりも声を出せるほうが良いという、優生思想にもつながる考え方はなくしていかなければなりません。

聞こえる人が生まれた時から発達段階に応じて日本語を獲得し、日本語を使用して学び生活し、豊かな文化を築き上げてきたのと同じように、ろう者には発達段階に応じて手話言語を獲得し、手話言語を使用して学び生活し、豊かな文化を築いていけることが望まれます。

長い間、手話言語は「動物のようだ」「手まね」と嘲笑され、ろう者の人権やアイデンティティが否定されてきました。手話言語を使うろう者の人権が聞こえる人と同じように尊重され、いつでもどこでも誰でも不自由なく手話言語でアクセスできる社会が一刻も早く来ることを願っています。(しまもと やすのり)

手話言語に関する障害者権利条約の条文〔抜粋〕

第2条 定義 この条約の適用上、「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。(以下略)

第21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第2条に定めるあらゆる形態の意思疎通であつて自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- a 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。
- b 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。
- c 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するように要請すること。
- d マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。
- e 手話の使用を認め、及び促進すること。

※このほか第24条教育も参照